



# PRESS RELEASE

令和8年5月29日

県政記者クラブ報道機関 各位

山形県産業労働部県産品・貿易振興課

## ふるさと納税の返礼品における賞味期限の誤表記について

このたび、本県ふるさと納税の返礼品取扱事業者が送付した返礼品において、賞味期限の表記誤りがあったことが判明しました。

現在、当該事業者の返礼品については、取り扱いを停止しております。

県としましては、寄附者への謝罪及び返礼品の再送を行ったうえで、すべての返礼品取扱事業者に対し、改めて法令遵守の徹底について注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

### 記

#### 1 返礼品取扱事業者

株式会社 森からの恵み（山形市中野目44番地）

#### 2 事実確認に至る経緯

- 令和8年5月20日（水）、寄附者から、ふるさと納税業務を委託している中間管理事業者（リンベル株式会社。以下「中間事業者」という。）に、4月14日に配達された返礼品（りんごジュース1000cc×3本）の賞味期限が切れているとのご指摘がありました。
- 県と中間事業者で、当該事業者に対し調査を行ったところ、返礼品は賞味期限内であったものの、賞味期限の表記に誤りがあったことを確認しました。  
（本来、賞味期限を「2027年2月」とすべきものを、誤って「2026年1月」と記載したラベルを貼付。）
- 誤表記の返礼品が送付された寄附者は最大4名です。（既に消費されたため確認できない方1名を含む。）

#### 3 山形県の対応

- 当該寄附者に対して、謝罪をするとともに、返礼品の再発送等の対応を進めてまいります。
- すべての返礼品取扱事業者に対し、改めて法令遵守の徹底について注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

《お問い合わせ先》  
産業労働部県産品・貿易振興課  
県産品振興担当  
課長補佐 五十嵐 TEL 023-630-3243  
広報監 産業労働部次長 安藤